

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（１／７）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
神奈川県 （下記の12特定行政庁の所管区域以外）	1 広報 （１）ポスターの掲示及びリーフレットの配架 県庁及び土木事務所の窓口等 （２）県ホームページへの掲載 県内各特定行政庁の違反建築物防止対策実施計画表及び実施結果 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 県内市町村及び建築関係団体にポスターの掲示及びリーフレットの配架の協力依頼	1 調査対象建築物（県所管区域に限る） （１）建築確認済証が交付されており、完了検査を行っていない建築物で、次のアからエのいずれかに該当するもの ア 建築審査会の同意を得て、建築基準法第 43 条又は県条例第 52 条の 6 による許可等をしたもの イ 建築基準法第 42 条第 2 項道路に接し、セットバックを要するもの ウ 中間検査対象建築物で、特定工程工事終了予定年月日を過ぎて中間検査を行っていないもの エ 建築計画概要書の配置図等から車庫や塀の建築が想定されることなどにより、今後に建築基準法違反となるおそれのあるもの （２）各土木事務所所管地域の実情により、調査を必要とする建築物 2 調査方法 職員が工事中の建築現場への立ち入り等により調査を行う	10月15～21日 （土日除く）

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（2／7）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
横浜市	1 広報 (1) ポスター掲示（予定） 横浜市施設 23 か所（水道局給水工事受付センター、消防署等） 関係団体 82 か所（建築士事務所協会、信用金庫等） (2) デジタルサイネージによるポスターデータ放映 横浜市施設 19 か所（市庁舎、区役所 18） 関係団体 53 か所（信用金庫、他 1） (3) 建築防止週間の実施概要、実施期間、実施計画及び実施結果を、横浜市建築局違反対策課ホームページに掲載 2 記者発表 なし 3 関係団体等との連携 なし	1 調査対象建築物 (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に確認済証の交付を受けた建築物のうち、工事監理者の所在地が市外のもの (2) 防火指定がある地域で、かつ、防火区画が要求される 1, 500 ㎡以上の工場 2 調査方法 (1) 職員が工事中の現場を巡回し、関係者に対して中間検査及び完了検査を受検するよう促す。 (2) 職員が対象の建築物を訪問し、防火地域内の規制等の周知・啓発を行う。	10 月 15～21 日 （土日除く） ※違反建築防止週間の前後で行う可能性もあります。
川崎市	1 広報 (1) ポスターの掲示 (2) 市ホームページへの掲載 (3) デジタルサイネージでポスターデータの表示 2 記者発表 なし 3 関係団体等との連携 市内関係団体（8 団体）へ趣旨の周知	1 調査対象建築物 次のアからエのいずれかに該当する共同住宅又は戸建住宅等の建築工事現場 ア 建築基準法第 42 条第 2 項道路に接し、セットバックを要するもの イ 中間検査対象外の建築物 ウ 指定確認検査機関が建築確認を行ったもの エ 建築基準法第 43 条第 2 項の許可を受けたもの 2 調査方法 職員が建築工事現場への立ち入りにより調査を行う	10 月 15, 16, 19 日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（3／7）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
横須賀市	1 広報 （1）ポスターの掲示 （2）市ホームページの掲載 2 記者発表 行わない。 3 関係団体等との連携 （1）市関係機関へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼 （2）民間機関団体（8団体）へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼	1 調査対象建築物 一戸建ての住宅等の建築現場の点検及び中間検査・完了検査の受検指導 2 調査方法 職員が工事中の建築現場への立ち入りにより調査を行う。	10月21日
藤沢市	1 広報 （1）ポスターの掲示 （2）リーフレットの配布 （3）ホームページへの掲載 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 （1）今年度4月から8月末までに藤沢市及び指定確認検査機関が扱った建築確認で、中間検査又は工事完了検査未受検の共同住宅及び一戸建て住宅 （2）ブロック塀等 2 調査方法 （1）職員の工事中の建築現場への立ち入りにより調査を行う （2）ブロック塀等について、外観にて改修状況や劣化状況の確認を行う	10月15, 16日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（4／7）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
相模原市	1 広報 （1）ポスターの掲示 （2）リーフレットの配布 （3）市ホームページへの掲載 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 消防局へのポスター掲示、リーフレット配布の協力依頼	1 調査対象建築物 中間検査対象建築物及び完了検査未受検の一戸建ての住宅 及び木造共同住宅等の工事現場の点検。 2 調査方法 工事中の建築現場へ立ち入り調査を行う。	10月15日～21日 （土日除く）
鎌倉市	1 広報 （1）ホームページ掲載 （2）ポスターの掲示、リーフレットの配布 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 （1）建築主事又は指定確認検査機関が建築確認した木造住宅 等のうち、中間検査又は完了検査未受検のもの （2）中間検査の対象 （3）通学路沿いブロック塀等 2 調査方法 （1）職員が工事中の建築現場へ立ち入り調査を行う （2）ブロック塀等については、劣化状況等の確認を行う	10月16, 20日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（5／7）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
厚木市	1 広報 (1) ポスター掲示 (2) 市広報による周知 広報あつぎ 10 月 1 日号に掲載 (3) 市ホームページによる周知 10 月 1 日から 10 月 21 日まで掲載 (4) デジタルサイネージでの周知 10 月 15 日から 10 月 21 日まで放映 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 消防機関へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼を行う。	1 調査対象建築物 建築確認取得後、中間検査及び完了検査が行われていない建築物 2 調査方法 職員による道路からの外観確認及び工事中の建築現場への立入調査により、建築工事の進捗状況、確認表示板の掲示の有無、中間・完了検査の有無、法第42条第2項道路みなし境界部分に係る工作物等の有無を把握する。	10月15, 16日
平塚市	1 広報 (1) ポスターの掲示 (2) 工事完了予定日がパトロール実施予定日付近である一戸建ての住宅の建築主等を対象に「完了検査受検のお願い（案内文）」及び「パンフレット」の配布 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 神奈川県建築士事務所協会平塚支部、湘央建設組合及び平塚建設業協会への趣旨の周知、ポスター掲示及びパンフレットの配布の協力依頼	1 調査対象建築物 工事完了予定日がパトロール実施予定日付近である一戸建ての住宅（建築主が個人申請、新築に限る。）の一部 2 調査方法 (1) 建築行政共用データベースシステムで工事完了予定日が令和8年10月26日から11月26日である案件を抽出する。 (2) 抽出物件を対象に、工事完了時に検査を受検しなければならないことの認識を促す「完了検査受検のお願い（案内文）」及び「パンフレット」を建築現場に訪問配布し、完了検査の実施と検査済証取得を啓発することで違反建築物の発生を未然に防止する。 (3) 工事現場における確認の表示（法第89条第1項）や不審な点（明らかに法に抵触している状況）の有無を確認し、適切な指導を行う。	10月19, 20日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（6／7）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
小田原市	1 広報 ・庁舎へのポスターの掲示 ・市ホームページの掲載 2 記者発表 ・実施無し 3 関係団体等との連携 ・関係団体への趣旨の周知・協力依頼	1 調査対象建築物 ・建築確認を取得し、中間検査又は工事完了検査未受検の建築物 ・小田原駅周りの避難上建築基準法違反の疑いのある建築物 2 調査方法 ・職員の工事中の建築現場への立ち入りによる調査を行う。 ・建築基準法違反の疑いのある建築物については是正状況について調査を行い、必要に応じて是正の指導を行う。	10月15, 16日
秦野市	1 広報 ① 庁舎への横断幕の掲示 ② 庁舎へのポスターの掲示 ③ 市ホームページの掲載 2 記者発表 - 予定なし 3 関係団体等との連携 - 関係団体へ趣旨の周知	1 調査対象建築物 ① 建築確認を取得し、工事完了予定が近づいている建築物及び工事完了予定日を過ぎて完了検査を行っていない建築物 ② ブロック塀等 2 調査方法 - 職員が対象建築物や敷地、工事中の建築現場へ立ち入り、調査を行う。	10月15, 16日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（7／7）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
茅ヶ崎市	1 広報 ・市広報紙への掲載 10月1日号への掲載を予定 ・デジタルサイネージによる掲示 場所：市役所本庁舎の各階エレベーターホール 期間：9月24日（木）～10月21日（水）を予定 ・ポスター掲示 場所：市役所本庁舎3階及び2階庁舎連絡通路の各掲示板 期間：9月7日（月）～10月21日（水）を予定 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 工事完了予定年月日が概ね11月～12月の一戸建ての住宅、共同住宅の物件を対象とし、施工者も偏りが無いよう配慮する。 2 調査方法 公用車にて対象地を循環する。	10月14, 16日
大和市	1 広報 (1) ポスターの掲示 本庁舎及び市内学習センター（5施設）に掲示依頼。 (2) リーフレット等の配布 窓口にて相談のあったものに関してリーフレットの配布。 2 記者発表 ・予定なし 3 関係団体等との連携 ・予定なし	1 調査対象建築物 ・大和市内にて防火指定がある地域で、高さ3mを超える屋外広告物等が設置されている建築物。 2 調査方法 ・職員が現地をパトロールし、状況に応じて管理者へ周知・啓発を行う。	10月15～21日 （土日を除く）